

平成27年第1回
河内町議会定例会会議録 第2号

平成27年3月17日 午前10時01分開議

1. 出席議員 11名

1番	雑賀茂君	3番	服部隆君
4番	篠田英一君	5番	野澤良治君
6番	青野正君	7番	星野初英君
8番	牧山龍雄君	9番	福智正之君
10番	廣瀬裕君	11番	大野佳美君
12番	宮本秀樹君		

1. 欠席議員

なし

1. 出席説明員

町長	雑賀正光君
総務課長	羽田健二君
企画財務課長	藤井俊一君
都市整備課長	石山和雄君
秘書広聴課長	石山正光君
水道課長	椿法男君
経済課長	諏訪洋一君
教育課長	大野繁君
教育委員会事務局長	萩原治夫君
町民課長	関口富士子君
福祉課長	小川輝文君
福祉課参事	大槻正己君
出納室長	林博行君
子育て支援課長	秋山豊君

1. 出席事務局職員

議会議務局長 岩橋弘

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成27年3月17日（火曜日）

午前10時01分開議

議事日程

- 日程1. 一般質問
- 日程2. 議案第1号 河内町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 日程3. 議案第2号 河内町いじめ再調査委員会条例の制定について
- 日程4. 議案第3号 河内町立かわち認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程5. 議案第4号 河内町立かなえつ認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程6. 議案第5号 河内町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程7. 議案第6号 河内町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 日程8. 議案第7号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程9. 議案第8号 河内町行政手続条例の一部を改正する条例
- 日程10. 議案第9号 河内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程11. 議案第10号 河内町議会の議員の費用弁償の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程12. 議案第11号 河内町特別職の職員の旅費及び費用弁償の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程13. 議案第12号 河内町立学校設置条例の一部を改正する条例
- 日程14. 議案第13号 河内町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程15. 議案第14号 河内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程16. 議案第15号 河内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 日程17. 議案第16号 平成26年度河内町一般会計補正予算（第6号）
- 日程18. 議案第17号 平成26年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程19. 議案第18号 平成26年度河内町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程20. 議案第19号 平成26年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程21. 議案第20号 平成26年度河内町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程22. 議案第28号 河内町立かわち認定こども園の設置及び管理に関する条例及び河内町立かなえつ認定こども園の設置及び管理に関する条例の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例
- 日程23. 議案第21号 平成27年度河内町一般会計予算
議案第22号 平成27年度河内町国民健康保険特別会計予算
議案第23号 平成27年度河内町介護保険特別会計予算
議案第24号 平成27年度河内町介護サービス事業特別会計予算
議案第25号 平成27年度河内町後期高齢者医療特別会計予算
議案第26号 平成27年度河内町下水道事業特別会計予算
議案第27号 平成27年度河内町水道事業会計予算
- 日程24. 委員会提出議案第1号 河内町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程25. 請願第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願について
- 日程26. 委員会提出議案第2号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出について
- 日程27. 選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について
- 日程28. 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程29. 常任委員会の閉会中の事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程1. 一般質問
- 日程2. 議案第1号
- 日程3. 議案第2号
- 日程4. 議案第3号
- 日程5. 議案第4号
- 日程6. 議案第5号
- 日程7. 議案第6号
- 日程8. 議案第7号
- 日程9. 議案第8号
- 日程10. 議案第9号
- 日程11. 議案第10号
- 日程12. 議案第11号

- 日程13. 議案第12号
日程14. 議案第13号
日程15. 議案第14号
日程16. 議案第15号
日程17. 議案第16号
日程18. 議案第17号
日程19. 議案第18号
日程20. 議案第19号
日程21. 議案第20号
日程22. 議案第28号
日程23. 議案第21号
議案第22号
議案第23号
議案第24号
議案第25号
議案第26号
議案第27号
日程24. 委員会提出議案第1号
日程25. 請願第1号
日程26. 委員会提出議案第2号
日程27. 選挙第1号
日程28. 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
日程29. 常任委員会の閉会中の事務調査の件

午前10時01分開議

○議長（篠田英一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。よって、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、川村重久氏外15名の傍聴を許可いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してございます議事日程のとおりでありますので、ご了承くださいようお願いいたします。

○議長（篠田英一君） 日程1、一般質問でございます。

お手元に配付してございます一般質問事項表により質問を許します。

1、子育て支援について、国民健康保険税については、星野初英君からの質問です。

2、町道の整備・補修について、不法投棄については、廣瀬 裕君からの質問です。

3、町の将来については、牧山龍雄君からの質問です。

初めに、星野初英君、登壇願います。

〔7番星野初英君登壇〕

○7番（星野初英君） 皆様おはようございます。7番星野初英です。

東日本大震災から丸4年が過ぎました。3月10日現在、東日本大震災における死者、行方不明の数は1万8,475人、いまだに仮設住宅や親族の家等で避難生活を余儀なくされている人は約22万9,000人に及びます。被災地から遠く離れた地に住む私たちも、思いを同じく、追悼の祈りを捧げ、一日も早く復興が進むことを願っております。

本日はお忙しい中、傍聴においでくださいますありがとうございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。今回は、2項目についてお伺いいたします。

1項目めは子育て支援についてお伺いいたします。

実は子育てをしているヤングミセスの方から、「河内町は子どもが少ないので交流も余りなく、とても不安なときがあるのです。できれば、健診のことや、その他の子育てに関してメールで配信されるととても安心していただけるのですが、何か方法はないですか。」と聞かれまして、今回の質問をしようと思いました。

その中、1、子育て応援配信メールについてですが、少子化対策の一環として産前産後のケアの充実が大きな問題となっています。妊産婦への情報提供の強化策として、きずなメールについてお伺いいたします。

2、孫育てについては、子育ては時代によって変化し、また、家庭によって方法は違うと思います。祖父母の役割は、パパママのサポーターであり、パパママのできないことをサポートしてあげることが大事だと思います。時には子育て、孫育ての方針が違い摩擦が起きる場合もあります。そこで、よい方法があればと思い、質問をいたします。

2項目めは、国民健康保険税について、主にジェネリック医薬品に関してお伺いいたします。

皆様もご承知のように、24年の9月に質問させていただいておりますので、今回はその後の進捗状況とジェネリック医薬品の差額通知の導入、また、ジェネリック医薬品を使用されている病院についての周知についてお伺いいたします。

詳細は自席にて質問させていただきますので、担当課長、答弁をよろしくお伺いいたします。

○議長（篠田英一君） 7番星野初英君。

○7番（星野初英君） 初めに、1項目めの子育て支援についてお伺いいたします。

まず、産前産後についての支援事業についてですが、現在、産前産後の方々のかかり方は、どれぐらいの割合でかかっているのか、また、全体に対してどのようにかかわっ

ているのでしょうか、小川課長、答弁願います。

○議長（篠田英一君） 小川福祉課長。

○福祉課長（小川輝文君） 星野議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の、保健センターで実施している産前産後の体制についてですが、産前については、まず妊婦さんが母子手帳の交付を受けられますと、14回分の健診券、金額的に言いますと9万5,000円ほどになるんですが、ついてきます。それで医療機関において無料で健診が受けられます。

それと、妊娠中を楽しく、不安の少ない出産を迎えていただくためのマタニティ教室を開催しております。お産の進み方や、それから、よくあるトラブル、沐浴体験等、ご主人やおばあちゃんになる方などの家族も参加できるものとなっております。

産後については、生後1カ月くらいまでに保健師が各家庭へ訪問し、乳児整形外科検診から3歳児健診までの計4回の健診と各種教室、相談等のご案内をしてきます。これに伴いまして、健診については90%以上の参加をいただいております。

また、各種教室、相談の内容については、生後4カ月から1歳6カ月ごろまでの離乳食相談、育児相談、小さいお子さんとお母さんが集まれて息抜きができる場所としてのいちごクラブ、来所や訪問をして行う子育て相談、この子育て相談には毎月来られている方や、年間20回以上相談される方もおられます。

あと、育児や発達についてのご心配のある保護者が、臨床心理士を交えて相談できる発達教室、通称ラッコ教室等があります。ラッコ教室には年間延べ20名以上の相談があります。

以上のような体制で取り組んでおります。

○議長（篠田英一君） 7番星野初英君。

○7番（星野初英君） ありがとうございます。

産前についてのマタニティ教室、それについてはご主人やおばあちゃんも一緒に参加できるということは、とてもよいことだと思います。産後1カ月までに各家庭を訪問していただいているとお聞きいたしまして、安心いたしました。

特に育児や発達についてご心配のある保護者に、臨床心理士を交えて相談ができることも、お母さん方が安心できることだと思います。

健診については90%以上参加されているようですが、参加できていない方もいらっしゃるということで、少し気になります。

皆様は「孤育て」という言葉をご存じでしょうか。「子ども」の「子」ではありません。「孤立」の「孤」という字を使って「孤育て」と言います。この孤育ては、夫や家族から協力が得られず、近くに助けてもらえる人もいない中で子育てをしている状態のことです。背景には、核家族や、働いていた女性が出産、子育てで仕事を離れたことで感じる疎外感、子育ての情報過多、それから、昔との子育ての違い、地域からの孤立等々さまざまです。

産後の女性の5人に1人にかかる可能性があると言われていています。ゼロ歳児に最も多い虐待児の陰には、こちらの孤育てがあるという指摘もあるそうです。

そこで、今回ご紹介したいのが、NPO法人きずなメールです。このメール配信サービスは、妊産婦や子育て世代の携帯電話メールへの、複数の専門医の監修による確かな信頼できる子育て情報を、産前は1日1度、産後は3日に1度、決まった時間に届けるものです。登録は1回のみ、出産予定日を登録することで妊娠中のお腹の赤ちゃんの成長過程、それから、妊娠、出産、育児の基礎知識に加え、各自治体、河内町なら河内町のオリジナルな情報を配信することができます。

確かな情報が定期的に届くことで、子育ての不安の解消や孤立化を防止することができます。既に文京区子育て応援メール、相模原市の産後きずなメール、宮城県女川町のきずなメール女川版、江東区のこんにちは赤ちゃんメール等々で配信が行われております。そのほかにも行われていて、効果が出ております。

妊婦さんは毎日が不安であることが多いと思います。そこに毎日、いつも手にしている携帯に安心きずなメールが届くことで、夫婦や家族間の会話にもつながります。産後は泣きが激しいとか、寝ないとか、ほかの子と比べてどうかとか、些細なことで悩むことが多いと思います。そこでお伺いいたします。

産前産後に子育て予防、地域からの孤立を防ぎ、不安を解消し安心を届けることができ、低コストで当町の子育て情報も一緒に登録した携帯に配信することができる、子育て応援メールのきずなメールを取り入れてはいかがでしょうか、ご見解をお聞かせください。

○議長（篠田英一君） 小川福祉課長。

○福祉課長（小川輝文君） お答えいたします。

3月に入りまして、県庁の子ども家庭課より電子メールがありまして、ちょうどこの話を星野議員としていたところなのですが、県のほうでは産前産後ケアの充実に向けた取り組み強化について、現在、検討中であり、地域少子化対策強化交付金事業を活用したきずなメール等について、市町村の意向調査がありました。

町長とも協議をしたところ、こういう時代なので導入する意思を報告してくださいということでしたので、河内町としては、このきずなメールに手を挙げました。

きずなメールは平成26年10月現在で、全国六つの自治体と七つの産院で導入されているもので、初年度費用については県が負担して、2年目以降、町の費用負担が発生してまいります。

また、今回、導入意思を示しましたが、必ず採択されるものではありませんので、一言、申し添えます。

○議長（篠田英一君） 7番星野初英君。

○7番（星野初英君） 小川福祉課長、ありがとうございます。

県のほうに導入意思を報告して下さったとのことで、本当にうれしく思います。必ず

採択されることを願っております。そのことが導入されれば、今以上に安心して子育てができるようになると思います。

続きまして、孫育てについてお伺いいたします。

先ほど少し触れましたが、楽しく、仲よく孫育てができるように孫育てをサポートするには、ある程度の知識が必要だと思います。子育ての方法というのは、本当に変化しています。昔は母乳にビタミンCが余り含まれていないと思われていましたが、母乳やミルクにビタミンCが十分含まれていることがわかり、早くから果汁を与えなくても大丈夫であるとか、昔は泣いていても抱き癖がつくからすぐには抱かないと言われていましたが、今は抱き癖は気にせず、泣いたらすぐに抱っこするようになっていました。よかれと思ってやったことが裏目になることもかなりあります。そこでお伺いいたします。

祖父母向け孫育ての勉強会の機会を持つことはできないものでしょうか、秋山子育て支援課長、ご見解をお聞かせください。

○議長（篠田英一君） 秋山子育て支援課長。

○子育て支援課長（秋山 豊君） 私のほうから星野議員の質問、孫育てについてお答えいたします。

時代が大きく変化する中で、今の子育てと昔の子育てはかなり変わってきているように思われます。そんな中、子育てをしているお母さんから、おばあちゃんとおじいちゃんに子どもを見てもらおうと、少し不安だという話を聞くことがあります。それは、育児相談や子育て相談の指導と祖父母の言うことが異なっていることで、不安が募るようであります。

それぞれの家庭でさまざまな子育てについて考えがありますので、指導については大変難しいことだと思います。しかし、昔も今も子育てについて変わらないことは、親として、祖父母として、子どもの幸せを願っていることだと思います。

家庭の中で子育てについて話し合ったり、きょうの子どもの様子や出来事を話すことは、家族が共通の話題を持って子どもの成長を願う大切なことであると思います。こういったことの一つのきっかけとするためにも、こども園の事業の中で祖父母参観があります。その中では、園児と祖父母と一緒に遊び楽しいひとときを過ごします。27年度は祖父母の皆さんに、歯の健康について、歯科衛生士に講話をいただこうと思っております。

親と祖父母が子どもの歯の健康について共通の話題ができ、そして、このことが家族が楽しく話せる一端になれば幸いと考えております。

今後とも、こども園の行事の中で祖父母も参加ができ、共通の話題ができるようなことを考えてまいりたいと思っております。

○議長（篠田英一君） 7番星野初英君。

○7番（星野初英君） ありがとうございます。祖父母参観日に歯科衛生士に講話をしていただくことは、とてもよいと思いますので、ぜひとも進めていただきたいと思います。

また、常日ごろの子どもの育て方の昔と今の考えの違い等の講演も、保健婦などにお願

いしてできるといいなと考えております。

あるところで行った祖父母向けの講座では、初産の入院のときのタイミングですが、妊婦をせかさず任せる、陣痛、出産時の付き添いは妊婦の希望どおりにするなど、知っているようでわからないことが多くあることがわかったなどや、出産後のお見舞いにケーキやお赤飯はだめであるとの話には、どよめきが上がったそうです。

届けませんでしたか、ケーキとかお赤飯、昔は届けましたよね、私もいただきました。なぜだめか、それは、母乳が詰まる等のトラブルを避けるためだそうです。少しずつでも子育ての方法がおじいちゃん、おばあちゃんに理解していただければ、安心してお孫さんを預けていただけるようになって、家庭でも子育ての話を通して話し合いの場が持てるようになれば、楽しく子育てができるのではないかと思います。

これからそのようなことも考慮していただいて、初めは、こども園、また高齢者の集まるグループ、そのようなことで勉強会から始めてもよいと思いますが、徐々に町全体で講座を開けるようにしていけたらよいと思いますが、どのようなお考えか、お聞かせください。

○議長（篠田英一君） 秋山子育て支援課長。

○子育て支援課長（秋山 豊君） それでは、お答えします。

今、町で行っている子育てに関する相談につきましては、福祉課の保健センターで育児相談、子育て相談、発達教室、いちごクラブ等を実施しています。

また、こども園は子育て支援センターを開設し、入園前の子どもとお母さん、お父さん、おばあちゃん、おじいちゃんが楽しく交流できる場所を提供し、子育て中の疑問や友達探しの場として利用していただいているところであります。しかし、祖父母の利用につきましては、まだまだ少ない状況であります。

そんな中、先ほどお話いたしました、こども園行事の中で祖父母参観、そして今回は子どもの歯の健康等について講演を行い、またそういう機会を繰り返すことで、少しでもご理解いただき、それが徐々にお孫さんを持つおじいちゃん、おばあちゃんに伝わっていけばいいなと考えております。

それぞれの家庭にはさまざまな子育ての考えがありますので、指導については大変難しいことだと思っておりますが、今後、祖父母の孫育てについても、町全体の対策について関係各課と協力して検討してまいりたいと考えております。

○議長（篠田英一君） 7番星野初英君。

○7番（星野初英君） 秋山子育て支援課長、ありがとうございました。

パパやママが、おじいちゃん、おばあちゃんに少しでも安心して預けられるようになれば、またサポートすることが祖父母にとって生きがいにもなって、家庭も話し合いの場も多くなり、楽しく子育てができることを願います。

続きまして、2項目めの国民健康保険税についての質問をいたします。

初めに、ジェネリック医薬品の説明は、皆様おわかりと思いますので、省かせていただきます。前回、私が質問したときは、まだジェネリック医薬品の希望カードが導入されて、余り時間がたっていなかったために、ジェネリック医薬品を使用したときと、今までのお薬を使用したときとの比較ができなかったので、国保の医療費の軽減になっているかどうか余りわからない状況でしたので、今回、ジェネリック希望カード導入後の進捗状況をお聞かせください。

関口町民課長、答弁をお願いいたします。

○議長（篠田英一君） 関口町民課長。

○町民課長（関口富士子君） 星野議員のご質問にお答えいたします。

ジェネリック希望カード導入後の経過についてでございますが、当町におきましては、平成23年3月から被保険者に配布している状況でございます。

その後のジェネリック医薬品の利用率といたしましては、平成23年の導入から各年度12月時点の数量ベースで申し上げますと、平成23年23.91%、24年28.49%、25年32.43%、直近の26年12月で38.82%と年々利用する方が増加しており、導入した年と比較いたしますと14.91ポイント上昇し、希望カードなどの効果が少しずつあらわれたものと考えられます。

これからも引き続きジェネリック医薬品の普及を進めることによりまして、被保険者の自己負担軽減が図られ、医療費の抑制につながるよう努めてまいります。

○議長（篠田英一君） 7番星野初英君。

○7番（星野初英君） ありがとうございます。23年度の導入からすると、確実に効果があらわれていてよかったと思います。

研究開発費がかからないため、新薬と同じ効能成分でありながら、価格は新薬の2割から7割安になります。広島県の呉市では、2008年7月、ジェネリック医薬品促進通知サービスを全国に先駆けてスタートいたしました。同サービスは市内在住で国民健康保険の被保険者約5万6,000人を対象に、医療機関から提出される診療報酬明細書（レセプト）を電子データ化し、被保険者が使用している薬を後発医薬品に切りかえた場合の差額を照合、その上で薬代が高額になっている上位3,000人を選び、後発医薬品に切りかえた場合、どれだけ薬品が安くなるかを知らせる差額通知を郵送しています。

通知を受け取った被保険者は、医療機関で通知を提示すれば、後発医療品への切りかえを求めることができます。これによって、医療費の削減効果は年度途中から始めた2008年度は9カ月で約4,450万円、2009年度は8,870万円となり、2010年度では累計約1億1,440万円となりました。導入3年目で1億円以上削減し効果を上げております。今では通知を出した人の7割がジェネリック医薬品に切りかえているとのことです。

人口は違いますが、河内町においても、国保加入者の高齢化と医療費の増加はますますふえるのではないのでしょうか。そこで、我が町においてもジェネリック医薬品の差額通知の導入を提案したいと思いますが、どのようにお考えか答弁をお願いいたします。

○議長（篠田英一君） 関口町民課長。

○町民課長（関口富士子君） ジェネリック医薬品の差額通知の導入についてでございますが、近隣の状況から申し上げさせていただきます。

国保連合会県南支部における状況で申し上げますと、14の自治体の中で平成26年度までに10の自治体が実施しております。また、未実施の中でも、1自治体が27年度に実施の予定となっております。

このジェネリック医薬品利用差額通知は、ジェネリック医薬品の利用を促進し、被保険者の負担軽減と医療費適正化の推進に資するものでございます。国保加入者の高齢化と医療の高度化が進む現状では、医療費の増加は今後も続くものと考えられます。このような現状を踏まえ、医療費をどう抑制するかというのもますます重要な課題となってまいります。

厚生労働省においては、医療費の抑制に対する取り組みといたしまして、平成25年4月、後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップを作成し、平成30年3月末までに後発医薬品の数量シェアを60%以上という新たな目標を設定するとともに、行政、医療関係者、医薬品業界など国全体で取り組む施策を示されました。そして、主な取り組み内容の中には、使用促進に係る環境整備の中においては、保険者の取り組みといたしまして、差額通知事業の推進を掲げております。

これからもジェネリック医薬品の推進の意義、メリットにつきまして理解を高め、周知の必要があるものと思われまます。

○議長（篠田英一君） 7番星野初英君。

○7番（星野初英君） 関口町民課長、ありがとうございました。

これからも、後発医薬品のさらなる促進のためにも導入を考えるべきだと思います。

先ほども呉市の例を挙げましたが、具体的には被保険者が使用している薬をジェネリック医薬品に切りかえた場合、どれだけ薬代が安くなるかを知らせるための差額通知を郵送するサービスです。

価格は、先ほども申しましたが、現在使われている新薬の2割から7割安くなります。今後ますます高齢化が進み、医療費は莫大になることが想定される今、医療費の削減に少しでもつながればとの思いで提案させていただきました。ぜひとも早急に取り入れてほしいと考えますが、再度、関口町民課長、答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（篠田英一君） 関口町民課長。

○町民課長（関口富士子君） 先ほども申し上げましたが、ジェネリック医薬品の利用を進めていくことは、被保険者の負担額が軽減されるだけでなく、保険財政の安定化にも資するものです。これからも医療費総額は被保険者の高齢化や高度医療技術の進歩に伴いまして、引き続き増加傾向が続くものと考えられます。そのため、医療費の抑制を図るためにも、ジェネリック医薬品の利用促進が重要な要素の一つであることは間違いありません。

当町におきましても、年々増加する医療費の適正化、削減は大きな課題であります。そのためにも、国保の財政基盤の強化、そして国民健康保険財政を健全に運営していくために、ジェネリック医薬品の普及が必要となりますので、できるだけ早い時期に差額通知の発送を行いたいと考えております。

○議長（篠田英一君） 7番星野初英君。

○7番（星野初英君） ありがとうございます。被保険者の軽減も安くなるし、また保険財政の安定、安くなるということも考えて、一日も早く導入をよろしく願いいたします。

次に移ります。お医者さんによっては、ジェネリック医薬品をお願いしても置いていないところがあるという話をお聞きしました。そのような人のための対策といたしまして、ジェネリックを使用されている病院の周知はできますか、お伺いいたします。

○議長（篠田英一君） 関口町民課長。

○町民課長（関口富士子君） ジェネリック医薬品の使用につきましては、患者本人の意思を尊重し、患者と一番身近に接する医師や薬剤師の方々のご理解とご協力が重要になってまいります。これからも医療や薬剤の関係機関とともにジェネリック医薬品に対する普及を、広報やホームページ、パンフレットなどを通じまして周知を図り、ジェネリック医薬品の利用につながるよう取り組んでまいります。

○議長（篠田英一君） 7番星野初英君。

○7番（星野初英君） 関口町民課長、ありがとうございます。個人保護法の観点から周知は難しいのだと理解いたします。

今までは、何度か広報かわち等に、ジェネリック医薬品を使うための周知はしていましたが、再度、広報かわちに載せるときに、具体的に、お薬をもらうときになって希望カードを見せるのではなく、診察していただくお医者さんに希望カードを見せて、ジェネリック医薬品を出してもらうこととお知らせしたほうがよいと思います。薬屋さんで見せても、お医者さんの指示でお薬を出すのだと思いますので、その辺までわかりやすく載せていただくようお願いいたします。

急で申しわけございませんが、今までの質問に対して、よろしければ雑賀町長のご所見をお聞かせください。

○議長（篠田英一君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 今まで全部言った中のことでよろしいですか。

私もこの話を伺っていて思ったことは、先ほどメールがありましたね。本当に育児をする方は、実はけさのテレビか何かのニュースでやっていたんですけれども、産後、いつごろが一番不安かということがあったんですね。そうしましたら、2週間ぐらいが一番不安だということで、そういう意味では、いつでも相談できる相手が身近にいなければいけないんですけれども、行かなくてもメールができるとか、相談相手と電話とかすることで早

く意思の疎通というか、自分の考えを述べて、それに対しての答えがもらえるという意味では、若い人はメールが非常に役に立つのではないかと思います。そういう意味で、年間の経費を聞いたら50万円ぐらいなんですね。ですから、県で採用されなくても、町でそれは率先的に進めていくべきだとひとつ考えております。

それと、孫育てということですが、私のところにも孫がいるものですから、そういう中で、今の若い人の育て方と我々が育てられたときというのは本当に違って、口で食べたものを口に入れられたでしょう、今はそれをやると虫歯のもとだということで、非常に若いお母さん方もなかなか理解できないんですけれども、そういう意味では新しい現代風の育て方というのは、先ほど秋山子育て支援課長から話があったように、子ども園を利用して、そこでおじいちゃん、おばあちゃんに来ていただいて、新しい今の現代流の医学の面からも正しい知識を普及していくというのは必要だと思うのです。

そういう意味で、子ども園を利用して来ていただいて、そこでもってという形が非常に私はこれから必要になってくると思います。

それと、ジェネリック医薬品の希望カードですが、実は私も課長から見せてもらいまして、前に配ったきりだと聞いたんですね。ですから、もっとまめに希望カードを配って、年に何枚か配って、それをお医者さんに持って行って出せるような体制をとろうじゃないかという話を、実はしておりますので、そういうふうにならなくてもカードを見せてお医者さんに希望を伝えるほうが、非常に意思の疎通が図れるのではないかと思いますので、そういう方向で考えております。

○議長（篠田英一君） 7番星野初英君。

○7番（星野初英君） 前向きな答弁、町長、本当にありがとうございました。ぜひとも進めていただきたいと思っております。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（篠田英一君） 次に、廣瀬 裕君、登壇願います。

〔10番廣瀬 裕君登壇〕

○10番（廣瀬 裕君） 10番廣瀬です。傍聴人の皆様には、本議会の傍聴、大変ご苦勞さまでございます。

私は、通告に従い二つの質問をしたいと思います。

1つ目は町道の整備・補修について、特に通学路の安全を守るため補修管理はどのように行われているか。2つ目はごみの不法投棄についてです。

最近、町内には粗大ごみや電化製品の不法投棄が、河川や町内の余剰地に大変ふえています。町では対策としてどのように行っているのか、担当課長にお聞きします。

次の質問からは自席にて行います。よろしく申し上げます。

石山都市整備課長、お願いします。

○議長（篠田英一君） 石山都市整備課長。

○都市整備課長（石山和雄君） それでは、廣瀬議員のご質問にお答えします。

まず、通学路の安全を守るためにどのような補修を行っているかということですが、全国で登下校中の児童生徒の死傷する事故が発生していることから、平成24年から通学路の緊急合同点検を、教育委員会、学校、警察、総務課、道路管理者で行い、町道部分に関し、現段階ではある程度完了している状態です。

引き続き通学路の安全確保に向け、河内町通学路交通安全プログラムを本年度3月に制定し、実行委員に竜ヶ崎工事事務所も加え、さらなる安全確保に努めていく予定であります。

あと、町民からの道路の要望等がございますけれども、それに関しましては、道路の陥没や通行に支障が出るような危険な状態など、町民等より通報があった場合には、早急に対応しております。その他の要望については、区長を介してご相談させていただいております。

また、区長からの道路の補修や拡張等工費がかかる案件には、時間がかかってしまうのが現状でございます。

○10番（廣瀬 裕君） ごみの不法投棄についてお願いします。

○都市整備課長（石山和雄君） ごみの不法投棄についてのご質問についてお答えいたします。

対策といたしましては、主に不法投棄箇所への不法投棄防止看板の設置を行っております。町による不法投棄の監視等にはおのずと限界があり、不法投棄の通報を受けることになるということで、今のところ行っております。

○議長（篠田英一君） 10番廣瀬 裕君。

○10番（廣瀬 裕君） 石山都市整備課長、答弁ありがとうございます。

なぜこのような質問をするかということ、通学路の問題なんです、子どもたちが通学する間、道路状況が悪いため、雨による水が子どもたちの通学の支障になっております。水たまりにより道に歩く幅がない、車が来れば大量の水をはねられる、体を守り、学校に行くまでに子どもたちは大変な思いをしています。

雨の日、道路のパトロールをし、改善箇所が見つければ早急に対応していただけるものかご質問いたします。

○議長（篠田英一君） 石山都市整備課長。

○都市整備課長（石山和雄君） 先ほどの答弁と重なってしまいますけれども、通行に危険が伴う緊急性の高い案件につきましては、早急に対応しておりますが、工費がかさむ案件は予算の検討から始まり、業者の見積もり、入札等発注することになりますので、早急とは現在言いがたい状況になっております。

○議長（篠田英一君） 10番廣瀬 裕君。

○10番（廣瀬 裕君） 予算も時間もかかるとのことですが、子どもたちは毎日学校へ

通っております。少なくとも子どもたちが安全に、車を気にしないで、少しでも学校に通うまでに気を遣わないで歩けるような状態にしてあげたいと思いますが、いかがでしょうか。

それと、ごみの問題ですが、周辺の住民は大変困っています。通報して役場のほうで対処しているということですが、その通報がそこでとまっていて、全然現場には来ていません。今現在、現場にはごみが大変散乱しています。通報で終わらないで、最後まで責任を持って町民のためになってはいかかと思えます。

町民にしてみれば、現在もごみが散らばっている場合、頼るのはどうしても町当局になってしまいます。その町からの竜ヶ崎工事事務所、国土交通省等への連絡はついていると思いますが、引き続いて最後まで町民のためにしていただけないでしょうか。

○議長（篠田英一君） 石山都市整備課長。

○都市整備課長（石山和雄君） まず、通学路についてのお話なんですけれども、パトロール等に行えると思うのですけれども、早急な対応ということに関しましては、先ほど申し述べましたように、ちょっと予算等入札の検討をさせていただいて進めさせていただきたいと思えます。

それと、もう一つありましたごみの不法投棄の件ですけれども、不法投棄の関係で通報がありまして、一応職員のほうが現地に向かいまして、その場で投棄の原因者ですか、個人を特定できる場合には撤去の依頼をその個人に行う。また、投棄不明な場合には、職員が回収できるものであれば、回収してきまして、燃えるごみ等は龍ヶ崎地方塵芥処理組合で処理を行っております。

また、その他、テレビ、冷蔵庫、家電リサイクル等で受け入れできないものは、役場に一時的に保管して、後で業者が処分しているというのが現状でございます。

○議長（篠田英一君） 10番廣瀬 裕君。

○10番（廣瀬 裕君） ありがとうございます。

通学路もごみの問題も、大変住民にとっては小さな問題ではありません。ごみと聞くと大したことがないようですが、周辺住民は大変苦労しています。自分たちでできるものは積極的に片づけてはいるが、片づけるそばから冷蔵庫、テレビを捨てられる、もうどうしようもない、役場に頼んでもなかなか変わらない。そういう意見が何件か参っております。

できるだけ見に行くとか、行動を起こしていただければ住民も安心するかと思えます。片づけるまでに時間がかかっても、その場に行って初期の対応をしていただきたいと思います。

私の質問をこれで終わります。

○議長（篠田英一君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 私のほうから補足させていただきます。

まず最初の通学路の補修とか、そういう話ですけれども、具体的な場所を示していただ

いて、現状を見て、本当に早急にやらなければいけないものについては、それは予算云々じゃなくて対応しないといけないと、私は基本的に考えています。ですから、遠慮なくそれはおっしゃっていただいて、早急にやらなきゃいけないものについては作業をするという考えでございます。

それともう一つ、ごみの関係なんですけど、実は私も就任して気になっていたところがあって、公園の先の右側のところに非常に目立つところにあるんです。私は、去年、今年と現場を2回も見に行っています。そこの持ち主に、とにかく連絡をして、何か方法はないのかと実は交渉をやっております。

では、町のほうでそれを回収したほうがいいのかとか、本来であれば持ち主の方にやっていただかなければいけないし、捨てられないいろいろな方策をしなければいけないんですけども、廣瀬議員おっしゃったように、本当にこれは重要な問題なんですよ。私はそれが頭の中にずっと実は入って入って、どうしようかというので、そういう中で昨年、区長にお願いして、空き家、空き地の状況についての情報を提供していただきたいという、そのあたりも含めて、本当に対策をどうしようかという中での一つをお願いをしたところなんです。

廣瀬議員おっしゃるように、これは恐らく役場の職員だけでは、その近所というか、不法投棄をしているのを発見したらすぐに、役場といわず110番でいいと思うのです。そういう行動を例えば広報の中に、不法投棄を発見したら110番しなさいということまで明記するしかないかと思うのです。というのは、役場と特定の人だけのイタチごっこなんですよ。町民みんなの目で見ると、しかもそういうおかしいことがあったら110番しないとなかなか防ぎきれないと思うのです。

不法投棄をする人は、知りきって、人のいないところに来て捨てていくんですから、本当に悪い言葉で言えば泥棒と一緒にですよ。こっそり来て捨てていくんですから、そういうものについて遠慮することないです。110番しなさいいけないんですよ。そういうことも含めて、せっかく廣瀬議員にそういうふうにご提案していただいたものですから、そのあたりも含めて、不法投棄は町民みんな許さないということで、町全体でそういう考え方で行かなければいけないと思います。

そういうことで、ありがとうございました。

○議長（篠田英一君） 次に、牧山龍雄君、登壇願います。

〔8番牧山龍雄君登壇〕

○8番（牧山龍雄君） 8番牧山でございます。通告に従いまして、河内町の将来についてお聞きします。

傍聴の皆さん、どうもご苦労さまでございます。

日本は今、少子化の時代に、10年以上も前から少子化の時代が来るとことは言われていましたけれども、今、少子化の波がこの町にも本当に直面しております。そして、消

滅可能な町として報道され、将来に不安が広がっております。

政府も日本創成会議とか地方創生、地方活性化に向けた施策に力を入れています。そんな中、河内町の将来について、町長はどのように考えていくのかをお聞きします。

住民が力を結集し、地域に活力を取り戻すためにも、長期ビジョンとか総合戦略を示すことも必要ではないかと考えます。

詳細につきましては、自席から質問させていただきます。

○議長（篠田英一君） 8番 牧山龍雄君。

○8番（牧山龍雄君） 雑賀町長におかれましては、今年の5月でちょうど2年を迎えるに当たって、2年間を振り返って、これからの2年間どのような目標を持って町の将来を考えているのかをお聞きしたいと思います。

少子高齢化の影響は人口減少、税収の減収、農業従事者の減少、出生率の低下による教育や学校問題等々、いろいろなところに影を落としております。そして不安や心配事がふえています。こんな時こそ大胆で慎重な改革が必要ではないでしょうか。3本の矢の例えのように、町民と執行部、議会が、まとまって一丸となって事に当たっていくことが大事ではないかと私は考えます。

そこで、町長の町の将来についての総論をお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（篠田英一君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） ちょうどこの5月で2年になります。私がこの2年間で何を考えてきたかと言いますと、一つは、本当に皆さん心配する町の財政問題、これは財政だけでなく行財政改革をしなければいけないということで、私はそれにまず取り組むに当たって、私一人でできませんから、職員の方に協力いただかないといけないということで、役場の職員の方に昨年、9割ぐらいまで行ったと思うのですけれども、四、五人ずつの面接をさせていただきました。

私の考え方を申し上げて、河内町の現状を考えますと、おっしゃるように少子高齢化で働く人がいなくなってきた子どもが減っているということで、それにはみずから役場自体がお手本を見せなければいけないという思いを、まず自分たちができることからやろうということで、行財政改革に力を入れているということで実際やってまいりまして、職員の方には本当に意外ときついことを言わせてもらって、というのも、実はこの間の町の講演会の方で出しました資料なんですけれども、まず、職員の推移ですけれども、実は私が就任した当時137名おりました。今現在131名なんです。6の方が退職されまして、この3月にも実は4の方が退職します。4月1日付で2の方を採用するというので、10の方が退職されて2名採用したという形になるんです。

あと、社会福祉協議会のほうでも今回事情でおやめになる方も出てきまして、そういう意味で、社会福祉協議会についても行革を進めております。

これからの河内町を考えたときに、私は、人数が減ったからサービスが低下するということは絶対避けたいと思いますので、一人一人の能力を高めていくということが大事ではないかと、そのような考え方なんです、そのような考え方をしっかり持っていただくという意味で、そういう意味での面接をさせてもらったんです。

そういう中で、今までのお金が出る部分、私も見ましたら、町ではいろいろなところといろいろな契約をしているんですね。町の維持管理から、コンピューターのソフトの部分の依頼から非常に大きなウエートを占めているんですね。ですから、そういう中で実は今までどおりの契約でなくて、少しでも中身がよくなって価格を下げるような努力をずっとお願いをしてきて、私も場合によっては直接業者に来てもらってお話をさせてもらって、ご理解いただいているということ、実はやってまいりました。

そういう意味で、職員が多少減っても、価格が下がってもサービスを落とさないようにするにはどうしたらいいかということ、それをずっと続けて実はまいったわけです。そういうのが、大分効果が実は出てきております。これは予算書、決算書と補正のほうにはおのずと数字が表れております。そういうことで、この2年間、本当に、まずそこに力を入れてきたということでもあります。

それと、公用車の問題からいろいろな問題がありましたけれども、それについては皆さんご存じのように、実施をしております。大事なことは、これからの河内町ということは、河内町だけじゃないんですね、日本全体で人口が減っている。茨城県のほうでも44市町村の中でふえているところは一つか二つしかないんですね。現実的に全体が減っているんですよ。

じゃあこれからどういう考え方で行くかということ、今は車社会ですから、車で30分行けば成田市から守谷市から、つくば市へ行けるんです。働く場所というのは、車で十分私は行けると思うのです。ですから、河内町の中に住まいと働く場所を全部まとめようというのは、現実的にはちょっと難しいと思うのです。逆に働く場所には河内町から通う、河内町に住めるようにするのはどうしたらいいかと言ったら、住む場所というのは、私は教育だと思っているんです。教育をしっかりできる場所が、子どもを教育しながら、そこから車で働きに行くという形に持っていけないと、河内町単独で考えなきゃいけない時代ではなくて、県南というレベルで考えないと、これからは生き残りはできないと思います。

隣町に工場が来たから、うちの町も工場を持ってこいと言っても、現実的にそんな簡単にいくものではないです。今までを見ていけば一目瞭然ですよ、そんな簡単なものじゃないです。

ですから私は、逆に河内町に住んで、河内町から通えるという形のほうが現実的だと思うのです。それには河内町の中の教育の部分のしっかりと、教育とか医療とか福祉とかを、しっかりと河内町の中で確立していくということが重要ではないかと思っています。

そのために、先ほど申し上げましたように、行財政改革をして、その資金を町民の方に

回せと、回すという考え方にならないと、私はいけないと思います。

実はこの間、藤井企画財務課長のほうに叱られたことがあるんですよ。余り無理強いするなよと、私はこれは反省しているんですけども、でもそういう公共投資以外の部分で河内町がいろいろ購入するとか、いろいろな契約の中で値段を下げるということについては、そのお金は町民の方に回るんですよ。回すことができるんです。何も1,000円で買えるものを1,200円出して買う人はいないわけです。お店に行ったとき定価が1,000円だったら、定価どおりで皆さん買いますか。定価で買わないでしょう。そういうのは話し合いの中で下げていただくということですから、そういうふうにして、それを集めて町民の方に使っていただく、教育、福祉、そういうものに回していくのが大事だと思います。

実は小中一貫校を進めさせていただく中で、実は小中一貫校というのは、学校をつくって子どもたちを健全育成するだけじゃなく、そこにいる我々町民もそこで一緒に学んでいく、コミュニティースクールと言われる時代です。ですから、そのコミュニティースクールの中心にあるものが学校なんですよ。

今、五つの学校を一つに集中することによって、子どもたちが一生懸命部活をやりたい、でも部活をやるにも人数がない、競争の原理が働かないんですね。こういうままで、河内町がこのまま10年とか、そういう形で過ごしていくんですか。私はそれはますます河内町から離散してしまうのではないかと思います。そのためにも行革をやってお金をつくって、その上で学校を一つにして、その中で地域の人と一緒に学びながらということをしていかないといけない。

ですから、学校ができることによって、コミュニティバスとスクールバスを合体して、交通弱者を2年後をめどに、実は指示をしております。若い人の頭で考えてくれと、コミュニティバスとスクールバスを合体させるということ。

あとは、河内町には畑も田んぼもあります。そこで「かわち科」というものを設けた中で、子どもたちに生きる力の農作業を体験していただいて、それをできれば給食にのせて、それをまた自分たちだけでなく、河内町の配食サービスは月2回ですから、それが子どもたち食べる給食のところでできるのであれば、それを配食サービス施設ですね、本当に自分で食べる食事がままならない人には、そこから配食をする、そしてそこで安否確認もできるというシステムを、私はつくっていくべきだと思います。

河内町に、本当に住みやすいまちづくりというのは、教育と福祉の中に食事も含めて、交通体系も含めて、本当に身近な部分を大切にしなければ、今いる人、今河内町にいる人を大切にしていかなければいけないと私は思っているんですよ。そういうところに、行革をしてその実を回させていただくということが、これから非常に大事ではないかと思っております。

非常に地味ですけども、コツコツコツコツ、今、河内町に住んでいる人を大事にしていくということが重要だと思っていますので、そういう考え方で今考えております。

それと、実は今回、国からの予算の中に総合戦略策定に関する地方創生の先行型ということで皆さんもご存じのように、国から補助金が今回の補正予算にもお寄せいただきましたけれども、それが来るんですね。

河内町でも、昨年、活性化のための戦略会議というものを設けましたけれども、国のほうでも、今後5年間の戦略について策定しなさいということで、そこに予算をつけてきました。ですから私は、これを丸投げして外の業者につくってくれというのではなくて、できれば町民の方々、特に若い人を中心にして、河内町の将来についてそういう策定業務にかかわっていただくというのも、これからは必要ではないかと思えます。

せっかくそういうものを、1年間で、来年の3月までにつくればいいということなものですから、丸投げでなく、なるべく町の人にこれにかかわっていただいて、策定をしていきたいと考えております。

どこの町でも、今まさにアイデア勝負になってきてまして、そんな中で今後、先ほど言った学校のコミュニティースクールもそうですけれども、これからは河内町にある特産品、例えばお米でも、野菜でもそうですけれども、現実的に原料として売っちゃっているんですね。本来ならば、今はやりの6次産業化というものが、これから非常に大切になってくると思えます。米で売るよりも加工して売ったほうがもうかるわけですから、実は河内町にせんべい工場が一つもないというのも不思議でしょうがないんです。大豆もつくっているし、本当にみそでもできるし、おせんべいもできるし、お米とかレンコンとか、あと河内町にあるイチゴからネギから、いろいろなものを実は河内町でつくっているんですよ。

実は私、そのためにこの19日にも水戸まで行って来るんですけれども、直接県のほうに行きますけれども、6次産業化のために総務省のほうでも最高5,000万円まで出るという補助金があるんです。たしか1月、2月にここの2階で説明会を開いて、14人の方々が来てくれました。

これは、自分で1,000万円は用意しなきゃいけないんですけれども、それを用意するのに、銀行から借りるという条件なんですね。それ以外に最高5,000万円まで補助金が出るということで、それを今、茨城県の中でなかなかいいのがなくて、まだこれから年に3回も4回も実は申請ができるんですよ。挑戦できます。それについて、町の若い者に挑戦してくれということで、具体的に動こうと実はやっています。

例えば町の使わない給食センターを改修して、その中でみそ工場だとか、乳製品の工場ということも申請をできるみたいです。それはちゃんとした事業計画書をつくらなきゃいけないんですね。そういうこともこれから必要になってきます。

ですから、6次産業化のためのもの、それと皆さんご存じのように、この4月から実はふるさと納税の限度額が2倍になるんですよ。2倍になるということは、これが非常に大きな意義があるんですね。というのは、今、各市町村のホームページを見ると、石岡市が一番50品目以上あって、年間2億円の寄附があるそうです。半分ぐらい返しているらしい

んです。そのためにも、この6次産業化をして、できたものも素材も含めてホームページの中にこれをのせていこうということを、今、早急に進めております。

前に服部議員に質問されて半年もたって申しわけないんですが、それを早急に動いているところです。ですから、6次産業化イコール河内町のPRになるし、ふるさと納税で限度額が2倍になったということは、寄附の範囲が広がったということ。

それから、今まで、ふるさと納税をしますと確定申告をしなければいけなかったんですが、それが5カ所までは確定申告しなくても自動的にという話をちょっと聞いたんです。それは確認してみますけれども、これからふるさと納税の限度額がふえたということ、手続きが簡単になったので、ものとお金が動いてきますから、それにいち早く河内町も動かなければいけないということで、なるべく多くの、茂野製麺だったり職員があちこち行って品物の状況を調査しています。それを早急に集めてということも実際、進めております。

そういうことで、なるべくいいものが高く売れるように、付加価値を高めていかにやっていくかということが、これから大事になってくると思います。

長々とすみませんでした。

○議長（篠田英一君） 8番 牧山龍雄君。

○8番（牧山龍雄君） どうもありがとうございます。

細かいところ、最後までいろいろ説明していただいてありがとうございます。

先ほど答弁の中にありましたけれども、2年間の間に行財政改革をやって随分成果を上げた。職員の皆さんのご協力のもと成果を上げたというお話がありましたけれども、まちづくりもそうですけれども、人がつくるんですね。ですから、その人とのコミュニケーションとか、そういうものをこれからも大事にしていかないと、戦略だけではなかなか町もよくなりませんので、人との交流、対話、そういうのをこれからも多くしていったらいいんじゃないかと思います。そして、若い人をどんどん採用し、また女性の力も、女性の活躍する場も設けていただいて、町ぐるみでこれから町をよくするような総合的なまちづくりを考えていっていただきたいと思います。

これから政策のあれをつくるということでございますから、そういうところにも若い人の意見を取り入れていただきまして、これからの5年先の河内町を若い人たちがどんどん引っ張っていくような、そういう人づくりもこれからお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わりますけれども、もし継ぎ足すことがあったら、また答弁をお願いします。

○議長（篠田英一君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 今年予算の中に、火災警報器の予算をのせさせていただきました。消防関係の会議に出させてもらったときに、河内町の火災警報器は、寝室と調理するところの設置率がまだまだたしか60%ぐらい、ですからできれば音だけでなく、今は光

とか声も出るらしいんですね。身近なものですけれども、そういうものが人命を守る意味で非常に重要ではないかと思うので、なるべく河内町の普及率を100%に持っていかうということで、消防団の方々とお話をして、自分でつけられない場合には消防団が手伝いをしてつけますよということも出ておりますので、それと、防犯カメラの設置についても予算のほうにのせさせていただきます。

そういうことで、本当に身近な部分で、なかなか目が届かないところかもしれませんが、私はそういう身近な部分を一つずつ整備していかないと、河内町に本当に長く住んでもらえるには、そういう手の届かないようなところ、かゆいところに手が届くような制度を、先ほど星野議員がおっしゃったように、執行部も気がつかないところが多々あるものですから、議員の皆さんにいろいろご指摘をいただいた上で、少しでもそれを実現して住みやすい河内町をつくっていくということで考えておりますので、ひとつこれからもご指導いただいていまいちづくりをしますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（篠田英一君） 以上で、一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時14分休憩

午前11時27分開議

○議長（篠田英一君） 再開いたします。

○議長（篠田英一君） 日程2、議案第1号 河内町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 河内町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定については原案のとおり可決することに決しました。

○議長（篠田英一君） 日程3、議案第2号 河内町いじめ再調査委員会条例の制定につ

いてを議題といたします。

議案第2号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 河内町いじめ再調査委員会条例の制定については原案のとおり可決することに決しました。

○議長（篠田英一君） 日程4、議案第3号 河内町立かわち認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第3号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 河内町立かわち認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定については原案のとおり可決することに決しました。

○議長（篠田英一君） 日程5、議案第4号 河内町立かなえつ認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第4号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 河内町立かなえつ認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定については原案のとおり可決することに決しました。

○議長（篠田英一君） 日程6、議案第5号 河内町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

議案第5号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号 河内町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定については原案のとおり可決することに決しました。

○議長（篠田英一君） 日程7、議案第6号 河内町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

議案第6号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号 河内町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定については原案のとおり可決することに決しました。

○議長（篠田英一君） 日程 8、議案第 7 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

議案第 7 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 7 号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議案第 7 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（篠田英一君） 日程 9、議案第 8 号 河内町行政手続条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第 8 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 8 号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議案第 8 号 河内町行政手続条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（篠田英一君） 日程 10、議案第 9 号 河内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第 9 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第9号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号 河内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（篠田英一君） 日程11、議案第10号 河内町議会の議員の費用弁償の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第10号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第10号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号 河内町議会の議員の費用弁償の特例に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（篠田英一君） 日程12、議案第11号 河内町特別職の職員の旅費及び費用弁償の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第11号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第11号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号 河内町特別職の職員の旅費及び費用弁償の特例に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（篠田英一君） 日程13、議案第12号 河内町立学校設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第12号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切ります。

議案第12号は起立によって採決いたします。

議案第12号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（篠田英一君） 着席ください。起立5名であります。可否同数であります。よって、地方自治法第116条の規定により議長において決します。

議案第12号 河内町立学校設置条例の一部を改正する条例は、否決いたすことに決しました。

○議長（篠田英一君） 日程14、議案第13号 河内町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第13号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第13号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号 河内町介護保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（篠田英一君） 日程15、議案第14号 河内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第14号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第14号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号 河内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（篠田英一君） 日程16、議案第15号 河内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第15号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第15号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議案第15号 河内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（篠田英一君） 日程17、議案第16号 平成26年度河内町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

議案第16号の質疑を求めます。

6番青野 正君。

○6番（青野 正君） まとめて質問したいと思います。

歳出のほうなんです、11ページ、一般管理費、特別職給料630万円、次に企画費の総合戦略策定業務、これは町長から先ほど話がありましたけれども、改めて。

次に12ページ、基金費プラス3億1,000万円、総務費マイナス580万円、一般職給料ですか。

次に14ページ、民生費の一番下のほうで生活扶助マイナス1,800万円、障害福祉サービス費ですか。

次に16ページ、民生費の児童総務費の次世代育成資金プラス1,360万円、生活扶助。

次に18ページ、農林水産業費の農業費、特産品開発事業の700万円、その次に補助金100万円、町特産物PR活動事業、商工費、同じ18ページ一番下の補助金の町商工会に2,230万円、これは先ほど聞きましたけれども、次に教育費の統合校基本設計マイナス727万7,000円、その他委託料でスクールバス運行でマイナス402万5,000円、その次に教育費の下、耐震診断調査業務マイナス396万4,000円、これも前に聞いたことがあると思うのですが、以上、説明のほうをよろしく願いいたします。

○議長（篠田英一君） 藤井企画財務課長。

○企画財務課長（藤井俊一君） 青野議員の質問にお答えいたします。

まず初めに、総務費関係で特別職の関係の職員手当、給料も入っているんですけども、これは副町長分の、例年当初予算に計上してございます。

それと、青野議員の質問にありました次の企画費の策定業務委託料、これは全てこの関係は繰越明許費になっているんですけども、地域のまちづくり関係の国の補助でありますまち・ひと・しごと創生の関係の予算でございます。この関係の予算につきましては、プレミアム商品券も含めまして、全て繰越明許という形で計上してございます。

○議長（篠田英一君） 秋山子育て支援課長。

○子育て支援課長（秋山 豊君） 先ほどご質問がありました16ページの児童福祉総務費は、今、企画財務課長からお話のあったまち・ひと・しごと創生法という法律が施行されたことに伴いまして、目的が少子高齢化の推進に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するというものであります。

それに伴いまして、町の事業で子育て関係で次世代育成支援金といいますが、これを今年度の事業として計上して、来年度に繰越明許をして使用するという事で1,363万円ほど計上してございます。

当初の予算の中にこの額が計上されておりますが、これにつきましては次期定例会において補正予算で減額する予定であります。

○議長（篠田英一君） 小川福祉課長。

○福祉課長（小川輝文君） それでは、14ページの障害者福祉費の中で扶助費のほうで1,800万円のマイナスはということですが、これは、年度末で実績に応じて精査した金額でございまして、例えば福祉施設に入所している方の見込みが、年度当初ではどうしても全部つかみ切れないので、1人入所しますと四、五百万円の予算が出てまいりますので。また、身体障害者の免許取得費10万円とかもあるんですけども、希望の方はいませんでしたので、そういうもろもろのものを精算して、今回補正して計上させていただきました。

○議長（篠田英一君） 諏訪経済課長。

○経済課長（諏訪洋一君） それでは、18ページの農産物産地育成事業費についてご説明

いたします。

今回の補正予算は、国の地域住民生活等緊急支援のための交付金が歳入として計上されておりますが、こちらに基づく町特産品開発事業等について予算措置を行うものです。

歳出予算の主なものは、先ほど18ページでご質問いただきました特産品開発事業700万円、それに関連する町特産物PR活動事業費100万円ということで、主な内容といたしましては、町の農産品等の地域資源を活用した特産品開発事業ということで、新たな事業を計上するものです。

歳入予算につきましては、国庫補助金の地域住民生活等緊急支援のための交付金、地方創生先行型を特定財源としております。

なお、特産品の開発等事業地方創生先行型800万円につきましては、翌年度への繰り越し事業としております。

続きまして、同じ18ページの商工費の中の町商工会への補助金でございますが、こちらの補正予算につきましても、同じく国の地域住民生活等緊急支援のための交付金による町プレミアム商品券発行事業補助金の予算措置を行うものです。

歳出予算につきましては、プレミアム商品券の発行事業に係る町商工会への補助金2,230万円を計上しております。

歳入予算は国庫補助金の地域住民生活等緊急支援のための交付金、こちらは消費喚起・生活支援型という別のものになりますが、特定財源としております。やはり、こちらのほうも翌年度への繰り越し事業としております。

説明については以上です。

○議長（篠田英一君） 萩原教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（萩原治夫君） それでは、教育総務費ですが、20ページです。統合校基本設計委託料についてですが、これにつきましてはプロポーザルを実施しまして削減されたものでございます。

その他委託料としてスクールバスの運行业務についてでございますが、当初3台予定していましたが、金江津地区で1台、みずほ小学校で2台でしたが、みずほ小学校が1台で済みましたので、1台削減ということで減ってございます。

それから、耐震診断の業務委託料ですが、これは見積もり精査の上、削減されたものでございます。

○議長（篠田英一君） 藤井企画財務課長。

○企画財務課長（藤井俊一君） 追加で申しわけございません。

今回の補正予算で減額補正が多いのは、一応50万円以上の減額がある場合は、できるだけ精査して提出してほしいということで、今回お願いいたしました。そこにつきましては、一応積立金が3億1,000万円、公共施設でできるという状態だったもので、ここに基金積み立てのほうを計上いたしました。

○6番（青野 正君） わかりました。

○議長（篠田英一君） そのほか質問はありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第16号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議案第16号 平成26年度河内町一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（篠田英一君） 日程18、議案第17号 平成26年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第17号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第17号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議案第17号 平成26年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は原案どおり可決することに決しました。

○議長（篠田英一君） 日程19、議案第18号 平成26年度河内町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第18号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第18号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議案第18号 平成26年度河内町介

護保険特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（篠田英一君） 日程20、議案第19号 平成26年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第19号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第19号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号 平成26年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（篠田英一君） 日程21、議案第20号 平成26年度河内町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第20号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第20号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号 平成26年度河内町水道事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（篠田英一君） 日程22、議案第28号 河内町立かわち認定こども園の設置及び管理に関する条例及び河内町立かなえつ認定こども園の設置及び管理に関する条例の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例を議題といたします。

議案第28号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切ります。

討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第28号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議案第28号 河内町立かわち認定こども園の設置及び管理に関する条例及び河内町立かなえつ認定こども園の設置及び管理に関する条例の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（篠田英一君） 日程23、議案第21号から議案第27号を一括して議題といたします。

この件につきましては、3月9日の本会議において、予算審査特別委員会に付託いたしました平成27年度河内町各会計予算の計7議案についてでございます。

ここで、委員長より審査の結果についてご報告をお願いします。

予算審査特別委員会委員長、牧山龍雄君、登壇願います。

〔予算審査特別委員長牧山龍雄君登壇〕

○予算審査特別委員長（牧山龍雄君） それでは、予算審査特別委員会審査報告をいたします。

平成27年第1回河内町議会定例会において、予算審査特別委員会に付託されました案件について、審査の結果をご報告いたします。

本委員会は、3月9日、10日の2日間にわたり全委員の出席のもと、各担当課長の出席を求め慎重に審査をいたしました。

審査の結果、議案第21号 平成27年度河内町一般会計予算については、大野委員ほか4名の委員から修正案が提出されましたので、提出された修正案について提出者から説明を受けました。

趣旨は、「教育費の学校建設費は、現在、統合校の基本設計策定の途中であり、その成果品が完成する前の予算計上は、用地取得を含め拙速過ぎると言わざるを得ない。基本設計における計画の規模、建築物本体、附属構造物、用地等を示した上で議論を重ねることが責務であり、本議案の統合校建設に係る予算について減額修正を求める。」というものでした。

その後、質疑、討論を行い、まず修正案について採決した結果、賛成多数で修正案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、修正部分を除く部分について採決した結果、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

議案第22号 平成27年度河内町国民健康保険特別会計予算

議案第23号 平成27年度河内町介護保険特別会計予算

議案第24号 平成27年度河内町介護サービス事業特別会計予算

議案第25号 平成27年度河内町後期高齢者医療特別会計予算

議案第26号 平成27年度河内町下水道事業特別会計予算

議案第27号 平成27年度河内町水道事業会計予算につきましては、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審議の詳細については、議長を除く全議員が当委員会の委員でありますので割愛させていただきます。

以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程で委員各位から出されました質疑、意見等に十分に意を用いられ事務の執行に当たられるよう申し上げ、予算審査特別委員会の審査報告を終わります。

平成27年3月17日

予算審査特別委員会委員長 牧 山 龍 雄

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。

予算審査特別委員会からの報告は終わりました。

委員長に対する質疑は、議長を除く全議員で構成する委員会のため省略をいたします。

これより討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第21号について、委員長の報告は修正可決でありますので、まず委員会の修正案について採決いたします。

委員会の修正案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（篠田英一君） 着席ください。起立多数であります。よって、委員会の修正案は可決いたすことに決しました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

修正部分を除く部分を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（篠田英一君） 着席ください。起立多数であります。よって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第22号から議案第27号につきましては、予算審査特別委員会の審査結果のとおり可決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議案第22号から議案第27号は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（篠田英一君） 日程24、委員会提出議案第1号 河内町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件につきましては、会議規則第39条第2項の規定により提出案件の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、提出案件の説明は省略することに決しました。

委員会提出議案第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

委員会提出議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号 河内町議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（篠田英一君） 日程25、請願第1号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める請願についてを議題といたします。

本件につきましては、去る3月9日所管の教育厚生常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

廣瀬教育厚生常任委員長、登壇願います。

〔教育厚生常任委員会委員長廣瀬 裕君登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（廣瀬 裕君） 教育厚生常任委員会審査報告

去る、3月9日に開催されました平成27年第1回河内町議会定例会におきまして、教育厚生常任委員会に付託されました請願第1号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める請願について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

3月10日、全委員出席のもと委員会を開催いたしました。審査に当たり、紹介議員である星野初英議員より、今回の請願についてご説明をいただきました。

かつて、手話は、聾学校では禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。しかしながら、聾者にとって、人とのコミュニケーションを図るための重要な手段であり、聞こえない子供たちが早い時期に手話を身につけ、自由に会話ができることは人間形成において大変重要なことである。一日も早く手話を言語として普及、研究することのできる環境整備が必要であるとの意見が出され、採決の結果、全員一致で採択

と決定いたしました。

当委員会の決定に対し議員各位のご賛同をお願い申し上げ、委員会の報告といたします。

平成27年3月17日

教育厚生常任委員会委員長 廣 瀬 裕

○議長（篠田英一君） ご苦労さまでした。以上で、委員長の報告は終わりました。

請願第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

請願第1号について、委員長の報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

○議長（篠田英一君） 日程26、委員会提出議案第2号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明につきましては、会議規則第35条第2項の規定により省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、提出案件の説明につきましては省略することに決しました。

委員会提出議案第2号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 討論を打ち切り、採決いたします。

委員会提出議案第2号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第2号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（篠田英一君） 日程27、選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙についてを議題といたします。

本件につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項の規定により選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、服部 隆君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました方を、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました服部 隆君が茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

○議長（篠田英一君） 日程28、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました所管事務の調査事項についての閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（篠田英一君） 日程29、常任委員会の閉会中の事務調査の件を議題といたします。

各常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました所管事務の事務調査について閉会中の事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（篠田英一君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の事務調査とすることに決しました。

○議長（篠田英一君） 以上をもちまして、今期定例会の全日程が終了いたしました。これにて平成27年第1回河内町議会定例会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

午後零時08分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

河内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員